

Title	James George Frazer, Folk-lore in the Old Testament-studies in comparative religion, legend and law
Sub Title	
Author	松本, 信廣(Matsumoto, Nobuhiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1921
Jtitle	史学 Vol.1, No.1 (1921. 10) ,p.169- 170
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	東西新史乘
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19211000-0169

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

だ、眼ちシイホルトの自分の請求を許可する血を認めてあつたのである。それで自分も始めて辭職の決心を織へた」といなつた』

因にサトウ氏は一八八七年にベリスターになつた『アーヴィー』に見えて居るが遷羅から歸國した際當年の素志を遂げて試験に及第したと思はる。(田中翠一郎)

James George Frazer: Folk-lore in the Old Testament-Studies in Comparative Religion, Legend and Law. 3 vols. London, 1918.

Folk-lore は現在に於て政黨又は民俗学の學問や民謡又は民俗學と呼んでゐる。先に金の小枝 “The Golden Bough” 十巻の大著を著してテュン民族の古俗を闡明したフレーチーは、此度標題の如き書物によつてアライ民族の民俗學的研究を公けにした。

1 民俗學は、文明民族がかくて経歷した未開時代の遺習 “Survivals” を他の現存野蠻人の習俗と比較して解明せんとする學問である。従つてその研究に於ては類例の蒐集といふ事が特に重んぜられてゐる。フレーチーの著書は此種の蒐集の最も代表的のものであつて、その一項一項に關し他民族に於ける類例を殆ど網羅し盡し、恰も民俗學の字引たる觀がある。

本書もその例に洩れず、アライ民族の間に存せし古代生活の根述を擧ぐると共に世界各地の民族の多數な類例を掲げ、容易に外國の材料に接する事の出來ぬ吾人に多大の便益を與へて與れる。

たとへば大洪水(創世記六、七、八、九章)の説話は海から遠き山上に見る化石を發見した未開人の驚異からと、又實際に遇へる海嘯・汎濫の記憶から、誘起されたものらしい。ペビロニア・アラビアの洪水傳說も恐らくチグリス、ユーフラート河の洪水に起因するものであつて云ふており、又ヤコブの相續權乃ち末子相續權(回第二十七章)に關してもヤコブが父及び兄を騙して家長權を相續せるは古くヨタヤ民族中に普通であつた末子相續權の反映であらう。末子相續の起るには遊牧及び農業の移住的組織の民族に於て、子供は生長するも兩親の家を捨て他に移住し、末弟が家に残つて兩親を養ふ結果であると論じて居る。

又ヤコブと山羊の羔の皮(同第二十七章)なる題下に於てヤコブが盲ひたる父を騙かんがため山羊の羔の皮をもつて己の手頭の滑澤る所を掩ひ、兄の如く毛深く見せかけ、父の祝福を得たのは、恐らく弟が長子の權を襲ふ場合山羊から新たに生れる儀式を行つた古代の風習の反映であらう。此儀式はヘブライ人の間に於てたゞ山羊を屠り、その皮の片を更生すべき者の身體に附するといふ省略せられた形式に於て存し、バイブルの物語者は此儀式を誤り傳へたのであらうと云つてゐる。

又ヤコブの結婚(同二十九章)なる題下に於てヤコブは母の兄ラバ

ンの女レアとラケルの二人と結婚した。かやうな、従兄弟同志の結婚は、多くの人種の間に普通に行はれる風習である。しかし兄弟同志の子又は姉妹同志の子の間には結婚は許されぬ。必らず一方が兄弟の子であり、一方が姉妹の子である事を要件とする。之は恐らく女が大切な經濟的要素であり、何れも之を手放すを嫌つた時代、互ひにその姉妹を交換する結婚風習が存し、然してその結果兩夫婦の子も自然又相互に結婚しあふ様になつたためであら

う。その場合、兄弟同志、姉妹同志の子は異族結婚の慣習から結婚が禁ぜられておるのである。

アレーヤーは此等の結論を證明するため夥しき材料を蒐集しておる。本書の算ぶべきはこの材料の廣汎なる點にあつて此點に於て本書は今世界に日の没する所なき大版圖を有し、無數の異民族を包有する、英帝國の好個の記念碑として不朽に傳はるべき名著の一であらう。(松本信慶)